

三重県景観計画(素案)に対するパブリックコメント ご意見等の概要とご意見等に対する県の考え方

意見の募集期間:平成19年1月5日(金)～2月5日(月)(32日間)
募集結果:99通
意見総数:189件

【第1章 背景と目的】(6件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
1-1	三重の景観を自然景観と歴史文化景観ととらえ、守り、創り、誇りを持ち次世代に引き継ぐことに全く異論はないが、今なぜ「景観」なのか、といった視点を掘り下げるべきである。景観法に従って県の景観計画を作ったという位置づけではなく、景観計画は守り、育て、時には創り、未来に向かうものであるべきである。(2件)	これまで三重県には、景観に関する条例や総合的な計画はありませんでしたが、美しい自然や歴史・文化に彩られた景観を持つ三重県において、景観に関する県民の関心が高まる中、平成16年6月に景観法が公布されたところです。県としても、今が好機ととらえ、三重県のすばらしい景観を次の世代に引き継ぐため、三重県景観計画を策定することとしました。
1-2	景観については、過去の施策とどこが異なるのか。どこに問題があったのか。新たな課題が生じたのか。又、今回の計画の新しさはどこにあるのか、といったことが重要ではないか。また、緊急性、喫緊性が読み取れない。	
1-3	風景が、豊かな心や感性を育んだり、地域の絆を深めていくものであるという視点は、心で思っていたことであるが、文章化されて改めて再認識した。	
1-4	景観の修復や創造には時間がかかるため、景観修復という現世代の課題を、次世代以降も続ける必要があることに言及するべきである。	「背景と目的」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
1-5	景観を破壊してきた原因として、「個人の好み」は些細な問題である。現在、景観を破壊しようとしているのは何であるかの基本的視点が欠けている。これまでの原因は、「土地の高度利用」を口実とする開発行為であり、公共事業もその一端の責任を負うものである。「経済性あるいは機能性」ということではなく、「景観に配慮しない官民の開発行為」が原因であったこと、また、「開発業者による高度土地利用などが優先され」との文言を加えるべきである。	ご意見の趣旨は、文中の「経済性あるいは機能性」の部分に含んでいると考えています。

【第2章 景観特性】(17件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
2-1	県土全体を自然、歴史文化、産業といった視点で整理された資料は、分り易く、大変勉強になった。さらに、近畿中部の接点といったような広い視点から分析すると、三重の「景観」の位置づけの視点も変わってくる。	「景観特性」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
2-2	景観構造の分析に無理がある。景観はきわめて地域的なものであり、個性があるため、個々の特徴的な景観をサンプルとして分析するほうが、より説得力を持つと考える。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県土全体の景観特性の現状を把握するとともに、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めており、また、第4章では、「地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要」と記述しています。
2-3	地域別景観特性においては、例えば、過疎化が進んでいる地域に残すべき景観がある、といった具体的な地域固有の記述が必要である。	このため、具体的な地域固有の景観に関することについては、市町が定める景観計画において、記述されるよう調整を図っていきたいと考えています。
2-4	5つの地域の地図と景観写真が載せられているが、これらの地域や景観に対して、県としてのヒエラルキーはつけられていない。これは、あくまでも分析という位置付けなのか。	
2-5	「都市計画と市街地景観」については、中心市街地や駅前空間の空洞化、希薄化や人口高齢化への対応策として、景観・環境に配慮した地域固有の魅力ある空間の再生を、産学官の多様な主体と協働して取り組むなど意欲的な姿勢を示すべきである。	「景観特性」は、県土全体の景観特性の現状を把握し、整理したものです。
2-6	「産業」については、社会的・風土的な要請や、地場の素材を生かした建築形態・意匠など地域の個性、特色に資する景観づくりに民間投資を誘導するとともに、それらを情報発信することによって、交流・流入人口が増加し、その結果として地元住民の雇用機会が増えるなど地域への社会的・経済的効果が期待できるので、景観づくりは地域のイメージを生産するという意味で、4次産業の分野に加えても良いのではないか。	
2-7	県民アンケートの実施・分析は納得のいく内容であるが、「景観の担い手は誰か」といった視点があればよかった。	
2-8	「県民の景観への意識」について、観光入込客、旅行業者、景観専門家に対し、感覚指標を用いた調査あるいは自由書き込みアンケートなどを実施し、その情報を共有することにより、住民の景観づくりに向けた共通の目標が形作られるのではないか。	今後、アンケートを実施する際の参考とさせていただきます。
2-9	県民アンケート結果について、景観に関する地域の意識と、残したい景観との関連を示して欲しい。	ご要望の内容を示す資料は、作成していません。
2-10	「悪い景観」と「整備された景観」を具体的に比較提示するべきではないか。また、この景観計画で訴えるのは「悪い景観の改変・修復」ではないか。	「悪い景観」や「整備された景観」というものは、周囲の状況により異なり、たとえば、同じものでも商業地にある場合と田園地帯にある場合とでは異なるように、一義的にとらえることはできないと考えています。なお、三重県景観計画では、「悪い景観の改変・修復」を含め、第4章「良好な景観づくりに関する方針」に記述しています。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
2-11	三重県の地勢・地形等の景観特性を詳述する意味・価値は何か。県民はこのような一般論は全て判っているのではないか。	
2-12	地域別景観特性のページ数が多いが、このような項目・分析がないと、一般論的イメージで終わるのでやむを得ないと考える。また、有名無名の優劣が現れる観光パンフレット等の目線ではなく、景観というアプローチで優劣をつけず、体系的に各地が取り上げられており、県内にはまだまだ知らない風景があることが判った。	第3章「基本目標と役割」、第4章「良好な景観づくりに関する方針」等を記述するうえで、三重県の景観特性の現状を把握することが必要と考えています。
2-13	「文学に描かれた三重の景観」には、俳句、和歌、神話、古典、能、狂言、民謡等にうたわれ、描かれている景観、また映画やTVドラマ、記念写真(修学旅行等の思い出の場所)に登場する景観も対象とすべきである。	今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
2-14	電線共同溝を整備すべき道路は、景観重要道路に積極的に指定していく必要がある。	第5章の「2 良好な景観づくりのための制度や手法の活用」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
2-15	「都市計画と市街地景観」には、都市計画における高層マンションの問題が欠落している。	ご意見の趣旨を踏まえ、高層マンション等に関する記述を追加します。
2-16	「都市計画と市街地景観」については、山並みや伊勢湾の眺望を保全するため、高さを統一した都市づくりが必要であることから、「商業地域における高層マンションの建設の是非に地域住民が参加できる制度の構築が欠かせない。」との記述を加えるべきである。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県土全体の景観特性の現状を把握するとともに、県全体の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、商業地域における高層マンション建設の是非に関するご意見であることから、本計画で扱う内容ではないと考えています。
2-17	津市においては、用途地域決定後長い期間が経過し、当時と地域の状況が大きく変化している場合があるので、「地域の住民の意見をとりいれて都市計画の見直し作業をはかるようにすることを検討課題とする。」との記述を加えるべきである。	津市における都市計画に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えます。

【第3章 基本目標と役割】(8件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
3-1	全体の財産である景観と、土地所有者等の権利の主張との調整をどのように扱うのか。	土地所有者等の理解と協力が得られますよう、三重県景観計画の普及に努めます。
3-2	「設計者・施工者等」は、専門性に基づく新しい景観の文化を創造する役割も担うべきではないか。	「2 役割」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
3-3	「行政の役割」として、学生への「景観の価値やその保全・維持、新しい景観創造」について、教育・啓蒙活動を行うべきである。	今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
3-4	「行政の役割」で、県と市町の役割分担は必要だが、明確に分けることは難しい。県と市町が、協力して良好な景観づくりを行うべきである。また、県の役割として、市町への支援・補完に取り組む必要がある。	「2 役割」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
3-5	「県民」の中に企業が含まれており、過度に企業に何かを期待するものではないことは非常に重要で、いいアプローチである。	良好な景観づくりに向けた取組が進むよう、三重県景観計画の普及に努めます。
3-6	「設計者・施工者等」の役割に、施主に対して提案する責任にも着目していることは非常に重要で、いいアプローチである。	
3-7	基本目標の一番目「豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり」は、景観づくりにおいては重要である。	
3-8	高層マンション問題の解決の役割を県・市町が担うことを期待する。	三重県景観計画は、景観法に基づく計画としており、ご意見については、本計画で扱う内容ではないと考えています。

【第4章 良好な景観づくりに関する方針】(83件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
4-1	支援は県、実行するのは市町と住民、という視点で記述されているが、支援とは具体的に何か。市町からのアクションを待ってからの支援ではなく、現場での景観づくりに参加するべきである。	第5章の「1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
4-2	三重県は、現行法規の枠にとらわれない厳しい規制や取り組みにチャレンジしてはどうか。	三重県景観計画は、景観法に基づく計画としています。
4-3	景観を修復すべき地区には、現行法規を超えた「特別区」的な対応が必要ではないか。(2件)	
4-4	地域の景観について、地元の人と地域外の人とで認識が異なる場合(例えば、楽しむ道と通過交通のための道)、どのように景観づくりを行うかの調整に関する方針を記述するべきである。	「1 地域が主体となる景観づくりの方針」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
4-5	道路、河川等は行政上の管理者が異なる場合があるが、どの管理者が景観に関してイニシアティブをとるかを明示するべきである。	「3 公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針」は、全ての公共施設管理者に適用されます。
4-6	雄大な伊勢湾を望み、自然豊かで手つかずの白塚海岸を、今のまま、私たち、子供達にも、また、次の世代にも残して欲しい。歴史があり、海岸の生き物や植物が生息し、白砂青松の美しい、心をなごませる白塚海岸の自然景観をこれからも残して欲しい。(なお、他にも高松海岸、海蔵川、吉崎海岸、田中川、町屋海岸、松名瀬海岸、北浜海岸、外城田川についても同様のご意見をいただいています。)(44件)	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全体の景観づくりの目標や基本方針を定めています。このため、具体的な個々の景観を全て盛り込んでいませんが、「5 類型別方針」において、「海岸部の景観や海岸部などから海への眺望、あるいは海からの眺望を保全するとともに、漁港や漁村、海苔ひび、養殖筏など地域の産業と調和した景観づくりを進めます」としており、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
4-7	身近なまちにおいて、日常にある景観を良くしていくには、景観づくりのインセンティブをいかに目に見える形で県民に示していくことが大事ではないか。ここで示されている方針や方策を、効果的に実行され、景観づくりを進めていって欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、良好な景観づくりに向けた取組が進むよう、三重県景観計画の普及に努めます。
4-8	先人たちが良くも悪くも作り上げてきた景観を、この景観計画を基に、現世代が守り、直していくのであって、次の世代に先送りしないという考え方・メッセージは重要であり、次の世代にまかせることは、「金も時間もかかるからしない」ということと同じである。是非実効のある計画を早く作りあげて欲しい。	
4-9	地域在来の材木・工法による建造物等のよさを見分ける「感性」を養うとともに、長く大切に取り扱う「モットイナイ意識」の普及啓発を行うべきである。	「感性」については、「1 地域が主体となる景観づくりの方針」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。なお、「モットイナイ意識」については、三重県景観計画で扱う内容ではないと考えています。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
4-10	景観を損ねているものへの対応として、鉄道や幹線道路から目に付く朽ちかけた住宅については、修繕命令等の対応策が必要である。	
4-11	水辺、海辺の保全、再生に向けての取り組み(海岸に打ち上げられたゴミ、流木、無秩序な消波ブロック、河口付近の放置艇などの景観阻害要因の除去、親水公園等の水辺の再生)について記述するべきである。	「1 地域が主体となる景観づくりの方針」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
4-12	「眺望景観の方針」については、耕作放棄地・荒廃した森林についても単に「視対象の保全」と抽象的に記述するのではなく、農林水産や環境等関係部局の協力を得て「景観と生産活動、生態系維持等との調和の取れた景観形成基準の策定」といった、景観形成への強い意気込みが感じ取れるような記述を期待する。	今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
4-13	海岸・海踏湖、沼沢の野生植物群落の保護と生態系の維持・回復について記述するべきである。	
4-14	自然的景観については、外観の美しさだけを考慮するのではなく、安定した自然生態系の存在が重要であると考えるので、「その地域本来の自然生態系の保全」を計画に盛り込んで欲しい。	
4-15	沿道の緑化にあたっては、見た目よりも在来の植物の活用、生態系の維持に留意するべきである。津市は他都市と比べて緑がきわめて少なく、街路樹も少ない。道路計画にも問題があるのではないか。(2件)	
4-16	河川は、治水だけでなく、自然景観への配慮が必要であるため、自然工法で河川の改修を行うべきである。(2件)	「5 類型別方針」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。 なお、沿道の緑化については、ご意見をいただいたことを関係部署(道路整備室、道路保全室)、国(三重河川国道事務所)及び津市に申し伝えます。
4-17	美しい海岸を守るため、推進施策を具体的に示すべきである。	
4-18	高松海岸の臨港道路霞4号線、吉崎海岸のヨットハーバーの自然を破壊する計画の中止あるいは再検討が必要である。(2件)	
4-19	景観法の基本理念に基づき、適正な制限(経済活動に支障をきたす過度の制限ではないこと)の下に景観の育成を図る旨(あるいは景観の育成は経済活動に過度の制限を強いるものではない旨)を、目的・方針又は基本理念等として、景観計画又は条例等に反映するべきである。	個別の事業の実施に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを四日市港管理組合に申し伝えます。
4-20	「地域が主体となる景観づくりの方針」の「良好な景観を損ねているものへの対応」において、景観を損ねているものとして、「放置されているゴミ」「電線、電柱、鉄塔」「汚れた川、池、溝」「看板広告」と記述されているが、「電線、電柱、鉄塔」は、公益性の高い設備であることから、「県民一人ひとりが、除去や修景などに早期に取り組む」対象とされていることは適切ではないと考えるので、例示からの削除、もしくは除去や修景に取り組む対象ではないことを明確に記述されたい。	三重県景観計画は、景観法に基づく計画としています。
4-21	白塚海岸に計画されている志登茂浄化センターの建設によって自然が破壊されるので、計画中止あるいは堤防の海側には建設しない、などの再検討をされたい。また、その建設は、美しい三重の景観に反する行為ではないか。(9件)	「(3)良好な景観を損ねているものへの対応」については、第2章の県民アンケートの結果を受けて、「地域の美しさを損ねているもの」と回答があったものを記述しています。 なお、第3章の「2 役割」において、「県民」の中に、企業等も含まれるものとしています。
		個別の事業の実施に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(下水道室)に申し伝えます。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
4-22	白塚の砂浜に残る水産加工場(納屋)の風景を保存して欲しい。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めており、また、第4章では、「地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要」と記述しています。 このため、具体的な地域固有の景観に関することについては、市町が定める景観計画において、記述されるよう調整を図っていきたいと考えています。 なお、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えま
4-23	津市の落ち着いた城下町の景色を変える高層マンションは本当に必要なのか。(3件)	
4-24	津市丸之内地区には、周囲のまち並みに不釣り合いな高層マンションは不要である。(3件)	

【第5章 推進方策】(7件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
5-1	住民、専門家等の多様な民間の主体による景観形成、景観評価・提言、公共施設のマネージメントなど民間活力を活用するための協働システムを、市町が、確立・支援するべきであること(「景観整備機構」の設立・活用など)を明確に記述するべきである。	第3章の「2 役割」において、県及び市町の役割を記述しています。 今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
5-2	新たに良好な景観を誘導、創出するため、各種の協定、ガイドラインなどに加え、地方税制優遇措置、融資等についても検討するべきである。	
5-3	歴史的建造物、近代化遺産等については、圍繞景観に留意しつつライトアップによる夜間景観の演出を試みるべきである。	
5-4	環境音について、聴覚情報が景観の印象に及ぼす影響についての学術研究の成果を取り込んで、音の演出を検討するべきである。	
5-5	開発により里山の緑が失われつつあるので、必要な箇所は県有地として緑と自然を残す対策を講ずるべきである。	
5-6	市や地域が希望する地域の良好な景観及び生活に密着した場所をリストアップし、支援するべきである。また、保全する視点場を重要視するべきである。	
5-7	県内の良好な自然景観の保護保全のため、市民の声を反映できるような体制づくりを盛り込むべきである。	

【第6章 景観計画の区域】(2件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
6-1	県内全域を対象区域とすることはやむを得ないと考えるが、保護すべき地域特性を十分加味し、厳選した景観計画区域の設定とするべきである。	三重県景観計画の区域は、「景観行政団体である市町の区域を除く三重県全域」としています。
6-2	県は、市町が景観行政団体となれるよう、積極的に施策を進めるべきである。	第5章の「地域が主体となる景観づくりに向けた支援」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。

【第7章 行為の制限に関する事項】(44件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
7-1	津市西丸之内周辺で、現在計画及び建設中の高層建築についても高さを20m以内に制限するべきである。用途地域にかかわらず、周辺環境を考慮して建築を許可することが重要である。(4件)	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めており、建築物等については「1 景観形成基準」において、「周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること」などを規定しています。 また、良好な景観づくりについては、第4章で「地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要」と記述しており、具体的な地域固有の景観に関することについては、市町が定める景観計画において、記述されるよう調整を図っていきたく考えています。 なお、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えま
7-2	津市の城下町の景観を損ねるような高層マンション等の建築物の高さ制限を行うべきである。(24件)	す。 (参考) 景観計画において建築物等の高さの基準を定めることは可能ですが、この高さの基準には、法的な強制力がないため、法的な強制力を持って高さ制限を行うためには、市町が定めることができる景観法に基づく景観地区、都市計画法に基づく高度地区等の制度を活用することが効果的であると考えています。
7-3	個人の感性にかかわる部分を、いかに景観形成基準に整合させるかが課題と考える。	ご意見の趣旨を踏まえ、三重県景観計画の普及に努めます。
7-4	届出の適用除外項目の中に、美しさを損ねている要素が多い。これでは美しい地域社会の実現は無理ではないか。	三重県景観計画では、第3章「基本目標と役割」及び第4章「良好な景観づくりに関する方針」において記述しているとおり、景観づくりは全ての主体が、その役割を担うこととしています。 また、三重県景観計画の運用を開始しますと、景観に影響を与えることが予想される行為については、「1 景観形成基準」への適合を必要としており、建築物や工作物を設ける場合には、全て県へ届出が必要になりますが、これでは、県民の皆様にも過度の負担を強いることとなりますことから、特に、地域の景観に与える影響が大きい大規模な建築物等について、県への届出を行い、審査を受けていただくよう、届出の適用除外を設けているところです。
7-5	景観計画の区域を市町に委ねる場合は、県が個々の規制に格差が生じないよう一定の基準を示すとともに、その判断が客観的なものとなるよう、審議制度等による関係者の協調のもと、より相応しい環境調和が図られるようにされたい。	ご要望の趣旨を踏まえ、市町と調整を図っていきたく考えています。
7-6	三重県屋外広告物条例で、架空電線路の支持物の注意喚起のための標識看板(垂れ幕)等については、広告物掲出規制の適用除外となっているため、三重県景観条例においても、届出対象行為から除外されたい。	景観法施行令第10条において、「屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置」は、届出を要しない行為とされています。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方	
7-7	電力事業については、公益性に鑑み、電力安定供給のための工期確保、ならびに技術的・コスト的に合理的な設備形成が可能となるよう、条例あるいは規則等に反映されたい。また、公衆保安の確保など、電気事業者としての責務を円滑に遂行できるよう、配慮されたい。	<p data-bbox="853 683 1422 770">具体的な手続きの方法については、平成19年度に定めることとしておりますので、その際の参考とさせていただきます。</p>	
7-8	届出の適用除外行為の「工作物」において、軽微な行為については、「増設又は改築に係る築造面積が10㎡以下のもので」となっているが、10㎡について解釈を間違わないように、変更等を実施する既設物の面積ではなく、増設等を行う部分の面積であることを明示されたい。		
7-9	増設、変更(取付け)を行う当該部分の構造が、立体的であったり複雑な場合があるが、10㎡をどのように評価するのかといった評価の仕組み(判断基準)を具体的に明示されたい。		
7-10	非常災害のために必要な応急措置については、景観法の規定により届出の適用除外となっているが、災害復旧による設備の原型復旧については、現状の景観を損なうものではなく、早急の復旧が必要なライフラインであることから、非常災害時の原型復旧についても届出対象行為から除外されたい。		
7-11	架空送電線路等に関して、トランス等の同種の機器の交換は、届出対象行為から除外されたい。		
7-12	届出手続きなど、過度な業務負荷が発生しないよう、手続きの明確化・簡素化に配慮するべきである。		
7-13	行為者は原則として、景観行政団体が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手することはできないが、送配電などの用途で緊急の場合等においては、行為着手制限期間の短縮について、条例にて具体的に定め、羈束行為と扱うべきである。		
7-14	地域により周辺環境が異なるので、届出の審査については、現地調査も行うべきである。		
7-15	高層マンションの建設は、現存のまち並みにうまくとけ込み、調和した建物となるよう配慮するべきである。		「1 景観形成基準」において、ご意見の趣旨を盛り込んでいます。
7-16	条例制定前の高層マンションの駆け込み建築の排除が必要である。早期に暫定的な措置が必要である。(2件)		三重県景観計画は、平成20年4月の運用開始をめざしており、届出についても、運用開始日以降に着工する建築物等を対象としていく予定です。
7-17	どこの地域においても、すべての景観形成基準を守らなければならないのか。景観形成基準を読むと、一部の地域だけで、守ればよいと思えるような基準も書かれているが(歴史的なまち並みや集落など)、届出を出すときは、他の地域であっても、これらの基準を守らなければならないのか。	「1 景観形成基準」は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう定めていますが、ご意見のとおり、全ての項目が適用となるものではなく、地域特性によっては適合させることが必要な基準もあります。このため、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正します。	

【その他(全体等)】(22件)

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
8-1	行政の報告書の場合、過去の原因説明・分析等に時間や労力を費やし、打開策も経験値的にしか見いだせないが、この計画では、美しい景観の持つ魅力からスタートし、そこから演繹的なアプローチで、今、何をすべきかという考えで計画書が作られており、未来志向的で非常に斬新な作り方で好感もてる。	良好な景観づくりに向けた取組が進むよう、三重県景観計画の普及に努めます。
8-2	高松干潟は野鳥の飛来が多いので、学習用に野鳥種の看板を立てていただきたい。また、朝明川左岸にある川越町体育館・グラウンドのトイレを公衆トイレとして利用しやすくしてほしい。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(港湾・海岸室、自然環境室)及び川越町に申し伝えます。
8-3	高松干潟におけるボランティアの清掃活動を行っているが、不法投棄が後を絶たない状況にあり、みんなの協力を得られるような方策を教えて欲しい。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(港湾・海岸室、ごみゼロ推進室)、川越町及び四日市港管理組合に申し伝えます。
8-4	鈴鹿市の長太の浦から津市の香良洲浦にかけての堤防に、サイクリングロードと遊歩道を設置してほしい。また、白塚海岸から田中川河口干潟の豊かな自然との共生のため、砂浜への車輛の乗り入れの大幅な制限も検討するべきである。(2件)	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(港湾・海岸室)、鈴鹿市及び津市に申し伝えます。
8-5	白塚海岸では、風の流れが変わるので、むやみに松の植樹をしない、また、お花畑の撤却、車やバイクの乗り入れ禁止、夜間に光が届かないよう花火などの禁止を行うべきである。帰化植物の除草など地元の保護団体を県が支援するべきである。	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(港湾・海岸室、自然環境室)に申し伝えます。
8-6	白塚の砂浜に残る水産加工場(納屋)を、資料館にして欲しい。また、浜辺の駅として地場産の販売ができるようにしてほしい。	
8-7	津市の更なる発展と城下町としての賑わいの為に、巨大スーパーといった商業施設が必要である。	
8-8	津市においては、景観計画の制定が急務である。(2件)	三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めているものですが、いただきましたご意見は、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えます。
8-9	津市は、日本三大津のひとつであり、フランスのル・アーブルの港町のようなまちづくりを進めるなどにより、活性化等が必要ではないか。	
8-10	今後、津市において、高層マンション建設の申請が出された場合には、現在の書類審査だけでなく、役所が直接建設現場の下見を行い、地域住民の同意・賛成がなければ、建設できないようにしてほしい。	
8-11	三重県や津市は、景観条例や景観計画を早く作って欲しい。(6件)	三重県景観計画は、平成20年4月の運用開始をめざしています。 なお、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えます。
8-12	時代背景と地域の実情に合った用途地域の見直しを、地域住民の意見を取り入れて行うべきである。(2件)	都市計画に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(都市政策室)及び市町に申し伝えます。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
8-13	建築物等を建築する事業者に、住環境へ与える影響の観点からの環境評価の実施と、その内容の開示・説明を義務付けるべきである。	建築物等を建築する際の環境評価に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(建築開発室、環境活動室)に申し伝えます。
8-14	住民が参画する地区計画づくりと、それを基にした自治体のマスタープランづくり、また、条例等による住環境を保障していくまちづくりの具体的推進システムの構築と運営体制を構築するべきである。	地区計画やマスタープランづくりに関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを市町に申し伝えます。